令和7年度

三条通りの道路規格等検討業務委託

特 記 仕 様 書

奈良市 都市整備部 都市計画課

第1章 総 則

1-1 適用範囲

本仕様書は、奈良市(以下「甲」という。)が受注者(以下「乙」という。)に 委託する『三条通りの道路規格等検討業務委託』(以下「本業務」という。)に適 用する。

1-2 用語の定義

- (1) 「発注者」とは、市長若しくは、市長から契約に関する権限の委任を受けた者をいう。
- (2) 「受注者」とは、本業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個 人若しくは会社その他法人をいう。
- (3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務を行う者で、総括調査員、 主任調査員、一般調査員を総称していう。
- (4) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (5) 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上 必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意する ことをいう。
- (6) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注 者が対等の立場で合議することをいう。

1-3 準拠する法令等

本業務は、本仕様書による他、次に掲げる関係法規に準拠し、実施するものとする。

- (1)都市計画法(昭和43年法律第100号)、都市計画施行令(昭和44年政 令第158号)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令49号)、及び 関連通達等
- (2)都市計画運用指針第12版(令和4年4月)
- (3) 道路構造令(昭和45年政令第320号)
- (4) その他関係法令・規則・通達等

1-4 履行期間・支払い条件について

着手日 契約日

完了日 令和8年3月13日

1-5 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、 その都度甲・乙協議のうえ、乙は甲の指示に従い、誠意を持って対応するものと する。

1-6 作業計画

乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打ち合わせを行い、各工程についての作業実施計画を立案し、次の各号に掲げる書類を提出して甲の承認を得なければならない。

- (1)業務着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者届、業務経歴書
- (3)業務実施計画書
- (4) 工程表

1-7 管理技術者等

- ・乙は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって業務を行うとともに、 高度な技術及び知識を要する分野については、相当の経験を有する技術者を 配置しなければならない。
- ・管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- ・入札参加申請日において継続して3か月以上の雇用関係にあり、次の条件を すべて満たす技術者を配置すること。

【管理技術者】

技術士 [総合技術監理部門] (建設 - 都市及び地方計画、又は建設 - 道路)、 技術士 [建設部門] (都市及び地方計画、又は道路) 又はRCCM [都市計画 及び地方計画部門、又は道路部門] の資格を有する者

【照查技術者】

- ・技術士 〔総合技術監理部門〕 (建設 都市及び地方計画、又は建設 道路)、 技術士 〔建設部門〕 (都市及び地方計画、又は道路)又はRCCM 〔都市計画 及び地方計画部門、又は道路部門〕の資格を有する者
- ・管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

1-8 打ち合わせ及び協議記録

業務を円滑に実施するため、甲と乙は定期的に打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については乙がその都度記録し、甲の確認を得るとともに甲・乙各1部ずつ保管するものとする。

1-9 資料の貸与

- ・業務を実施する上で必要な資料の収集は、原則として乙が行う。ただし、甲 は必要に応じて所有する資料を借用書と引換に乙に貸与するものとし、乙は これを適正に管理し、業務完了後速やかに返却するものとする。
- ・乙は甲の許可のもとに複写等の処理を行うとともに、その取扱にも十分注意 するものとする。

1-10 個人情報の保護

- ・乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この仕様による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、「奈良市個人情報保護条例」、「奈良市情報公開条例」に関する条に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- ・乙は、この仕様書による事務に係る個人情報の保護に関して必要な措置を講 ずるよう努めなければならない。
- ・乙は、この仕様による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知ら せ、又は不当な目的に使用してはならない。
- ・乙は、この仕様による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止そ の他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ・乙は、この仕様による事務に係る保有の必要がなくなった個人情報について は、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去の措置を講じなければならない。

1-11 成果品の提出及び帰属

- ・本業務において作成した成果品及び資料等の所有権及び著作権は、甲に帰属 するものとし、乙は甲の許可なくこれを公表、貸与又は使用してはならない。
- ・乙は、本業務を誠実に遂行し、期間内に成果品を納品しなければならない。 なお、甲は業務の完了したものについて、納期前でも提出を求めることがで きるものとする。

1-12 検査

乙は、業務完了後速やかに所定の成果品を提出し、管理技術者又は照査技術者 の立ち合いの上、検査を受けるものとする。

1-13 守秘義務

乙は、業務上知り得た情報には細心の注意を払うものとし、在職中及び退職後 を問わず、いかなる場合にも情報を漏洩してはならない。

1-14 損害賠償

乙は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、甲に事故発生原因・経過・被害の内容を遅滞なく報告するものとする。また、第三者からの損害賠償の請求があった場合は、乙において一切を処理するものとする。

1-15 瑕疵担保等

本業務後であっても、乙の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、甲の指示に従い修正・補正及びその他必要な作業を乙の負担において行うものとする。

1-16 業務実績情報登録

乙は、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)入力システムにより、「登録確認のお願い」を作成し甲の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターへ提出するとともに、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを甲に提出するものとする。

1-17 その他

この仕様書に記載されていない事項又は特殊な調査については、その都度、市調査職員と協議し承諾を得ること。

第2章 三条通りの道路規格等検討業務委託仕様書

三条通りは JR 奈良駅と世界遺産「古都奈良の文化財」が位置する奈良公園エリアとを結ぶ本市を代表するショッピングストリートである。 JR 奈良駅から猿沢池までの区間が車線数 1、一方通行、両側歩道で供用中であり、やすらぎの道以西の区間は過年度事業により改良済みである。近年は外国人来訪者の増加による賑わいが見られる一方で、自動車、荷捌き車両、二輪車及び歩行者の交通が輻輳しており通行の危険性が増している。

本業務では、都市局街路交通調査費補助の一部対象調査として、三条通りの「交通量調査」、三条通りの課題解決・賑わい創出に向けた「道路規格及び景観向上策の検討」等を行う。

2-1 業務概要

本業務は、以下の項目について調査、検討、とりまとめを行うものとする。

- · 計画準備
- ·現況把握、課題整理
- · 交通量調查
- ・道路規格及び景観向上策の検討
- ・報告書の作成
- ・打ち合わせ、照査

2-2 現況把握・課題整理

現地踏査、交通量調査、下記の既存調査資料、道路構造令及び他自治体の事例等を踏まえ、三条通りの現況課題を整理する。

・既存調査資料(市貸与):

無電柱化概略検討業務委託成果品 (上三条町交差点~猿沢池西端) (令和7年) 現地踏査、設計図、詳細設計への申し送り事項、概算工事費、地下埋設物資料、入溝企業者配線計画等

2-3 交通量調査

三条通りの道路規格を検討する基礎資料とするため、ビデオ観測・AI計測による交通量調査(調査計画立案、機材設置撤去、保守点検、AI解析及び管理、調査結果とりまとめ)を実施する。調査計画については市調査職員と十分協議すること。

・調査箇所:別紙「位置図」のとおり計2箇所

・調査期間:令和7年11月~12月で連続した1週間 12時間(7時~19時)

・調査方向:別紙「交通量調査位置図」に掲げる断面

·調査種別:自動車、二輪車、歩行者

・記録時間:30分単位

2-4 道路規格及び景観向上策の検討

(1) 道路規格の検討

別紙「位置図」に示す区間を対象に、三条通りの課題解決に向けた道路規格案を3パターン程度作成する。無電柱化を行うことを前提とする。各案ごとにイメージスケッチを作成する。コンセプト、事業効果、概算事業費、支障物件の有無等の観点から総合評価を行い、市調査員と協議の上、1パターンを最終道路規格案として選定する。

(2) 景観向上策の検討

最終道路規格案について、本調査区間の前後区間の状況を踏まえつつ、植栽計画、舗装材、地上施設等を含めた景観向上案を3パターン程度作成する。各案ごとにイメージスケッチを作成する。コンセプト、事業効果、概算事業費等の観点から総合評価を行い、市調査員と協議の上、1パターンを最終景観向上案として選定する。

(3) 基本設計図の作成

(1) 及び(2) の結果を踏まえ、計画平面図(縮尺1/500) を作成する。

2-5 報告書の作成

業務成果について、報告書を作成する。

2-6 打ち合わせ協議

本業務に関する打ち合わせ協議を以下の回数行い、議事録を作成する。業務開始時と納品時には管理技術者も出席すること。

- ・業務着手時 1回
- ・中間打合せ 2回
- ・成果納品時 1回

2-7 成果品

成果品は以下のとおりとする。その他必要な事項は市調査職員と協議の上決定する。

・報告書:3部・その他関連資料

・電子データ: DVD

2-8 その他

- ・業務全般において文書、地図及び図面等の作成に使用するソフトウェアは市 で編集可能なものにしたいので、業務着手前に市調査職員から使用するソフ トウェアについて承諾を得ること。
- ・本仕様書に記載無き事項については、市調査職員と協議の上決定するものとする。

